



# 連携会員(第1次選考)の就任と

## 第148回総会等について

—これからの活動のために—

第1部長 広渡 清吾

第20期日本学術会議の活動は、連携会員の第1次の選考がおわり、30の分野別委員会で分科会の設置が進み出し、本格的な展開への準備が整いつつあるという状況です。政策提言のための課題別委員会の活動は、10の委員会において先行して進められており、すでに最初の政策提言「政府統計の改革に向けて—変革期にある我が国政府統計への提言」が政府統計の作成・公開方法に関する委員会によってまとめられました。4月10—12日には第148回総会が開催され、現状の把握と分析が行われ、今後の活動に向けての共通理解が形成されました。

以下は、総会および第1部会での審議内容を報告するとともに、今後の活動に向けて幹事会での議論を踏まえながら、課題と論点を整理したものです。

### 1. 連携会員の選考について

日本学術会議の改革の要である連携会員の第1次の選考がおわり、2006年3月15日付けで478名の連携会員が就任しました。第1部関係は、そのうち164名となりました。

4月4、5、6日に各部毎に連携会員への説明会が開催され(第1部は5日)、いずれも多く出席者をえて、学術会議の全体について、部の活動について、各分野別委員会の活動について、および連携会員の活動の内容について、それぞれ報告と質疑が行われました。説明会の終了後は、各分野別毎に分野別委員会の役員と連携会員の懇談の場が設けられ、これからの新しい活動についての最初の意見交換が行われました。

連携会員の第2次の選考は、会員および就任した連携会員がそれぞれ5名の連携会員候補者を推薦する作業からはじまります。すでに推薦の依頼および選考手続に関する通知が会員および連携会員に送達されており、推薦の締切りは来る5月10日とされています。推薦締切りののち、選考委員会において選考作業が進められ、幹事会での決定が7月下旬、8月末までには第2次分約1500名の連携会員の発令が行われる予定です。

連携会員2000名体制が成立し、会員210名を中核として多様な形態で力が発揮されることによって、日本学術会議の新体制はその面目を施すこととなります。

### 2. 第148回総会での審議・決定事項について

#### (1) 科学者倫理の確立のための取り組み

課題別委員会の1つとして第20期発足からすぐに「科学者の行動規範に関する検討委員会」

が設置され、インテンシヴな審議を進めてきました。その直接の問題関心は、いうまでもなくメディアを騒がす科学者の不正行為の頻出によって、科学と科学者に対する社会の信頼が危機にあるというところにあります。

委員会は、総会に中間報告を行い、①大学、大学共同利用機関、その他の研究機関などに広く「科学者倫理への取り組み」を呼びかけること、それに際して②「科学者の自律的行動を徹底するために」と題する取り組みのためのガイドライン、および③参照資料として「科学者の行動規範（暫定版）」を送付すること、そして、④現状の把握と今後の方策審議のためにアンケートを実施すること、を提案しました。

総会では、とくに企業の研究者の位置づけについて議論が行われました。学術会議が「科学者コミュニティ」というときには、いうまでもなく企業の研究者を含んでいます。委員会の報告にいう「科学者」ももちろん同じです。「科学者の行動規範」は、場合によっては個々の企業のなかの科学者に企業の利益擁護との葛藤を引き起こすことが考えられます。この行動規範は、そういう限界的な事態でも科学者にとって第一義的に遵守すべきものとして位置付けられるという意見が述べられ、委員会の理解もそうであることが了解されました。

「科学者の行動規範（暫定版）」は、これについてアンケート先の各研究機関の意見を求めて補正し、10月の総会で最終版を決定するものとして位置付けられています。総会では内容についていくつかの重要な補正意見がのべられたので委員会が「行動規範（暫定版）」の案文をそれに応じて修正することとし、委員会の上記の提案は了承されました。

委員会は、科学者倫理の確立の問題とあわせて、日本学術会議が1980年の第79回総会で採択した「科学者憲章」の改訂についても検討してきましたが、これについては改訂ではなく、時代にふさわしい新しい科学者憲章を制定するために別途の検討委員会を設置するべきであるという結論に至ったことが報告され、了承されました。

## （2）日本学術会議会長選考手続についての改正

これまでの会長の選考は、期の発足の最初の総会における先議案件として、会員の1票投票による選挙によって行うものです。提案された改正案（日本学術会議細則の1部改正案）は、第1に、会長候補者推薦委員会を設置し、委員会が会員に対して一定数の候補者を推薦することにする。第2に、選考の手続を2段階に分けて、総会前の郵送投票による会長候補者の絞り込みのための選挙をまず行い、次ぎに総会において特定された複数の会長候補者について会員の1票投票による選挙を行うことにする、というものです。敷衍すれば次のようになります。

- ①会長の選挙がおこなわれる総会の50日前までに幹事会に会長候補者推薦委員会を設置する。
- ②推薦委員会に対して、会員は会員3名の連名で候補者を推薦することができる。
- ③推薦委員会は推薦候補者を9名まで選定し、会員の郵送投票に付する。会員は候補者のうち2名までに投票する（1名でもよい）。推薦委員会は、得票数上位4名の候補者を会長候補者として総会に推薦する。
- ④推薦委員会が候補者として選定した者の数が6名に満たない場合には、事前の郵送投票は行わないものとし、選定された候補者がそのまま総会に候補者として推薦される。
- ⑤総会での選出方法は、これまでと同じであり、会員の1票投票により第1回投票で過半数

を獲得した候補者が会長となり、過半数を獲得した候補者がいないときは、得票数上位2名の者による決選投票が行われる。

改正の趣旨は、会員の会長選考に関する判断機会と情報を拡大してより適切な選考が行われるようにするというところにあります。このテーマは2月の前回総会ですでに検討しており、総会では異議なく了承されました。

### (3) 各部および各委員会の活動についての報告

総会では、会長および各部長ならびに機能別委員会、分野別委員会および課題別委員会からの活動報告がそれぞれ行われました。とくにこのなかで、科学と社会委員会（機能別委員会の1つ）に設置された科学力増進分科会が進めている「サイエンス・カフェ」の取り組みは、注目されるものでした。これは、科学者が市民の日常の交流の場で科学について市民との対話を積極的に試みるものであって、市民の科学への理解と期待を広げて、科学と社会の情報循環を作り出すことが狙いとされています。これへの参加は、自然科学と人文・社会科学を問いません。会員みなさんに積極的な関心をもっていただくことが総会でも要請されました。

（各種委員会の設置および構成の状況については『日本学術会議組織概要』を、諸報告の内容的なデータについては、『第148回総会資料』を御参照下さい。）

## **3. 第1部会での審議と今後の活動について**

第1部会での審議の中心は、連携会員を迎えて分野別委員会の活動をどのように展開していくかという課題でした。部会とあわせて分野別委員会が開催されそこでの討議を踏まえながら部会での議論が進められました。また、第1部の固有の課題の設定についても審議しました。

以下は、審議状況の報告および今後の活動についての考え方です。

### (1) 分野別委員会および連携会員の活動について

#### ① 分野別委員会の役割

第1部関連の連携会員は第1次選考において164名が就任し、第2次選考の後には最終的に総数で650名程度になると予想されます。会員と合わせて720名を超える数の科学者が審議活動を展開する基礎的な場所は、分野別委員会のもとに設置される分野別委員会分科会（以下、たんに「分科会」として想定されています。分科会の設置は、分野別委員会が発議し、必要な場合には部で調整し、幹事会で承認されます。したがって、分野別委員会は、その分野における会員および連携会員の審議活動が有効かつ適切に展開するように、テーマを選択し、必要な数の分科会を設定する配慮をしなければなりません。

分科会は、分野に即して設置されるのが通常のあり方ですが、分野を超えて他の分野別委員会との合同で設置することも可能であり、積極的に追及されてよい方式です。また、分科会は、期（第20期）の3年間に常設するものと、具体的にしぼりこんだ課題を設定し、期限を切って（原則として1年）審議を総括するべく（報告書の作成）設置するものと大別されます。

分野別委員会は、このように、当該分野における審議活動のプランナーであり、コーディネーターの役割を果たすものと考えられます。現在のところ分野別委員会は、会員によって構成

されていますが、こうした役割を審議体として適切に果たすことができるように必要な限りで積極的に連携会員を分野別委員会の委員に加えることが重要です。

この点について第1部では、少なくとも分科会の役員（委員長、副委員長、幹事）に就任した連携会員に分野別委員会の委員をお願いすることを共通了解としました。実際にはすでに、史学委員会や経済学委員会、また言語・文学委員会は、第1次選考で就任した連携会員の一部または全員を分野別委員会委員として迎えることを決定し、承認されています（地域研究委員会もこの方向で検討中です）。総じて、連携会員の分野別委員会への参加は、各分野別の事情に当たっていろいろな方式が工夫されてよいというのが第1部での了解であり、これは全体に共通する理解です。

## ②分野別委員会分科会の設置

第1部関係の分野別委員会における分科会の設置状況は、後掲の資料の通りです。資料では、幹事会によって設置が承認されたもの、および分野別委員会で決定し、幹事会への提案を準備中のものが示されています。第1部関係の分野別委員会が設置した分科会は、これまでいずれも常設型です。ただし、常設の分科会であるが具体的課題について期限をきって報告書を作成することを目標にする分科会もあります。小規模な分野別委員会の場合には、連携会員の第2次選考による連携会員の就任をまって分科会設置を決定することが適切だと考えているところもあります。

なお、分野別委員会分科会のなかには、日本学術会議がメンバーとして参加する国際的学会組織の活動に対応するために設置されているものがあります。学術会議全体では50を超える数ですが、第1部関係は史学委員会および法学委員会にこの種の分科会が設置されています。経済学委員会は、国際学会への対応について分科会を設置せずに経済学委員会として処理する体制をとっています。

（これらについては『日本学術会議組織概要』117頁以下を御参照下さい。）

## ③連携会員の位置づけ

連携会員は、今回の改革によって導入された新しい制度であり、上述のように連携会員の活動が成功するかどうか学術会議の新体制の重要なかぎを握っています。

連携会員は、日本学術会議法（以下、たんに「法」）によれば「会員と連携し、規則で定めるところにより第3条に規定する（日本学術会議の）職務の一部を行わせるために」置かれるものとされています（第15条）。

法は、日本学術会議をもって「会員210名によって組織される」ものとし、会長・副会長の職、3つの部および幹事会ならびに総会、部会および連合部会をこの意味での日本学術会議の運営に関わるものとして規定しています（7-14条、23-24条）。ここまでを法律上の「組織としての日本学術会議」ということができます。

そしてこれを前提として、法はさらに、学術会議の委員会活動が会員と連携会員によって行われることを規定しています（第15条の2）。委員会の活動は学術会議の活動そのものであって、したがって、ここでは会員と連携会員を一体としていわば「活動体としての日本学術会議」が存在すると考えることができます。

以上のことを整理すれば、会員と連携会員は「活動体としての日本学術会議」の共同のメンバーであり、会員はさらに「組織としての日本学術会議」のメンバーとして、学術会議の運営に責任を持つものである、ということになると考えられます。

このような会員と連携会員の法による役割規定をうけて、たとえば規則（日本学術会議細則10条）によれば、委員会活動のうち学術会議の運営に直接に関わる職務であると考えられる機能別委員会の委員および分野別委員会委員長は、会員であるべきことが規定されています（10条）。逆に言えば、これ以外のすべての委員会活動は、会員と連携会員が共同でおこなうことができるわけです。また、連携会員は会員と同様に、会員候補者および連携会員候補者の推薦権を有しており、ここでも共同することが予定されています。

連携会員は、このように活動体としての日本学術会議に属して活動するものですが、同時に会員とともに日本の科学者コミュニティの代表としてのプレゼンスを示す役割をもつものだと考えられます。2000名の連携会員は、日本の科学者コミュニティにおける、日本社会における、そして国際社会における日本学術会議のインターフェイスを決定的に拡大するものであり、ここに新制度のもつ重要な意義が認められます。

もともと、連携会員の制度は、第18期日本学術会議が自主的に策定した改革案である「2500人の会員を選出し、そのなかから210名の運営執行メンバーを選ぶ」という構想に起源をもちます。この構想は、行政改革の下での日本学術会議法改正のなかで、それとしては実現しませんでした。全面的に否定されることなく、いわば芽の形で残されたと考えることができるわけではありません。新制度についてのこうした背景事情も考慮しながら、連携会員制度の運用について、その可能性を最大限に発揮できるように工夫を行うことが求められています。

#### ④連携会員の委員会活動への参加の確保

分野別委員会では、分科会の設置に続いて分科会委員の構成について責任をもたなければなりません。第1次選考の連携会員の分科会委員としての参加を進め、さらに第2次選考によって現在の3倍数の連携会員が就任（8月末の予定）することを見通しながら、当該分野における審議活動の計画をもつ必要があります。第1部としても、拡大役員会（分野別委員会委員長・副委員長会議）を適宜開催し、情報と経験の交流を行い、人文社会系の分野における全体としての活動の展開について共同に努力することが必要です。

#### ⑤学協会との協力関係の構築について

会員候補者推薦権を与えられる「登録学術研究団体制度」が法改正によって廃止され、日本学術会議としてあらためて学協会との関係の構築が課題となりました。制度としては会則によって「日本学術会議協力学術研究団体」制度が作られ、旧登録学術研究団体の大部分があらためてこれに参加し、また、新規の参加も少なくない状況です（現在1230団体。第19期の登録学術研究団体の数は1481団体でした）。

新制度の協力学術研究団体制度は、形式的にいうと「日本学術会議協力学術研究団体」の「称号を付与する」制度ですが、実質的な内容としては学術会議からの情報等の提供、学協会からの会員・連携会員候補者情報の提供、学術会議と学協会の連絡調整および学術会議の委員会審

議活動への協力があげられています（会則34条）。

新しい制度の下でとくに期待されているのが、学協会の連合体の役割です。学協会の連合体は、それとして「協力学術研究団体」となることができ、また、連絡調整や審議活動への協力は、このような連合体である協力学術研究団体の役割として規定されています。

第1部の人文社会系のいくつかの領域でも、学術会議の新体制を機縁として学協会の連合体形成が具体化しています（哲学系、教育学系）。また、学協会とのネットワークづくりへの働きかけが分野別委員会のイニシアチブで進められているところもあります（社会学系、法学系）。さらに既存の連合体がすでに存在しているところでは、分野別委員会がそれとどのようにコンタクトとるかが検討課題とされています。

日本学術会議と学協会との協働・協力関係を構築することは、科学者コミュニティの形成という学術会議全体の課題であり、機能別委員会の1つである科学者委員会がこれを追求しています。実際には学協会とのより直接的なインターフェイスが分野別委員会にあるので、このテーマは分野別委員会の重要な課題として様々な形でこれからも取り組んでいくことが重要です。

学協会との協働関係は、たとえば具体的には、学協会と日本学術会議にとって関心のあるテーマについて分野別委員会分科会を設置して検討する、その際に学協会からの委員をだし、特任連携会員（特定の専門的事項の審議のために原則として1年の任期を付して任命される）とすることなどが考えられます。シンポジウムの共同開催などはいつでも可能な方式です。連携会員が2000名そろうことによって、学協会における日本学術会議のプレゼンスは大きく高まるはずであり、協力関係の確立に有利な条件となるものと思われます。

## （2）課題別委員会について

課題別委員会は、日本学術会議が行う政策提言の審議活動の基幹をになうものであり、そこでとりあげるテーマは、学際的・分野横断的で緊急に提言が必要な政策課題、政府から検討の依頼を受けた政策課題、また、社会に対して問題提起を行うべきであると考えられる課題などを中心にして幹事会で決定されます。幹事会への提案は、5名以上の会員が共同して行うことができますが、あわせて企画委員会（機能別委員会の1つ）から全体状況を判断して提案する場合も予定されています。

課題別委員会については、同時に並行して活動するのは10委員会までとすること（予算枠）、審議期間は原則1年とすること、また委員は必ずすべての部から推薦すべきことなどが幹事会で了解されています。

第1部会員を中心に提案され承認された課題別委員会としては、学術とジェンダー委員会、学術・芸術資料保全体制検討委員会、教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会があります。現在、10委員会が活動を行っています（『日本学術会議組織概要65頁以下参照』）。いずれも1年の審議期間であり、それぞれの報告書作成の時期を勘案しながら次期のテーマについて積極的な提案が期待されます。

## （3）第1部の固有の活動について

部会は、基本的に学術会議の運営についての審議機関であり、学術的課題や政策的課題の審

議検討を行う委員会とは異なっていると考えられます。とはいえ、第1部会として広く人文・社会科学の領域について検討すべき課題を設定することは、7部制から3部制に改革されたことの意義を発揮する所以でもあります。この点がかねてから検討事項とされてきましたが、今回の部会においては、「日本の学術における人文・社会科学の役割」（仮題）というテーマで第1部関係の10分野別委員会が合同で分科会を設置することが了承されました。

このテーマのもとで取り上げるべき論点は、大きく言えば、①学術の発展のために人文社会科学の重要性を掘り下げて検討すること、②その重要性にみあうような研究教育基盤が確保され整備されているかを調査検討すること、③国の学術政策の歴史と現状を分析し、①および②の検討の結果に基づいて、必要な改革提案を行うこと、となるものと考えられます。

このテーマの検討は、地方部会（冬季部会）における集中討議、シンポジウムの開催、国内外での調査実施 などの方法を使い、分科会を中心に中期的な課題として取り組むものとなります。

#### **4. 今後の日程および日程確保のお願い**

10月2、3および4日に、秋期の会員総会が行われます。ここでは、会員としての定年を迎える黒川会長が退任するので、新しい会長の選挙が予定されています。

それまでのおおまかな活動日程を以下にお示しします。提案や会議の設定については、事務局と早めにご相談下さるようお願い致します。

##### **(1) 幹事会日程**

幹事会は毎月1回定例で開催されます。幹事会への部や各委員会からの提案は、開催日のまえの一定の時期までに行うことが必要ですのでご留意下さい。

幹事会開催日：5月25日、6月22日、7月26日、8月24日、9月21日

##### **(2) 臨時総会（または連合部会）・部会の開催**

7月26日に臨時の総会（または連合部会）および部会が開催される予定です。当日は分野別委員会が開催できませんのでご注意下さい。ご予約の確保をお願い致します。

##### **(3) 連携会員の選考（第2次分）**

5月10日に連携会員候補者推薦が締め切れ、具体的な選考作業がはじまります。7月26日の幹事会で選考の最終決定が行われる予定ですが、この間、選考のための拡大役員会（部役員、選考委員会委員、分野別委員長・副委員長）を前後2回は開催致します。

##### **(4) 会長選考のための事前投票**

会長候補者推薦委員会が候補者を6名以上選定する場合には、郵送で事前投票が行われます。その場合おそらく実施は9月になるものと想定されますが、未定です。

##### **(5) 分野別委員会および分科会の開催**

各分野別委員会は、7月26日の部会までにできるだけ開催し、分科会の設置および立ち上



げ、その他について十分の配慮を行って下さい。分科会の委員構成がさしあたり（第2次選考の連携会員を追加するとして）確定した分科会については、活動を開始するように準備をお願い致します。

---

■ 第1部関連分野別委員会分科会設置状況

名 称	設置状況(※)	委員長等 (カッコ内は委員長予定、世話人等)	備考
言語・文学委員会	当面の間設置 予定なし	今西 裕一郎	
哲学委員会		野家 啓一	
国際学術交流分科会	委員会決定		
人文学の可能性を考える分科会	設置検討中		
芸術と社会に関する分科会	〃		
心理学・教育学委員会		長谷川 壽一	
行動生物学分科会	幹事会承認	—	第2部と合同
心の先端研究分科会	委員会決定	(松沢 哲郎)	名称最終調整中
心理学教育プログラム検討分科会	〃		名称最終調整中
脳と心分科会	設置検討中	(苧阪 直行)	
老年科学分科会	〃	(秋山 弘子)	
心理学と社会科学分科会	〃	(山岸 俊男)	
身体教育学分科会	〃	—	第3部と合同の可能性あり
次世代育成分科会	〃	—	第3部と合同の可能性あり
社会学委員会		今田 高俊	
社会理論分科会	委員会決定	(今田 高俊)	
メディア・文化研究分科会	〃	(上野 千鶴子)	

少子高齢社会分科会	〃	(落合 恵美子)	
社会福祉学分科会	〃	(白澤 正政)	
社会調査分科会	〃	(直井 優)	
ジェンダー学分科会	〃	(江原 由美子)	
史学委員会		小谷 汪之	
国際歴史学会議等分科会	幹事会承認	木畑 洋一	
国際歴史学会議小委員会	〃	—	
I U O A S 分科会	〃	—	
I U H P S 分科会	〃	木本 忠昭	
博物館・美術館等の組織運営に関する分科会	〃	(樺山 紘一)	
歴史・考古史資料の情報管理・公開に関する分科会	〃	(藤井 讓治)	
アジア研究・対アジア関係に関する分科会	〃	(岸本 美緒)	
歴史認識・歴史教育に関する分科会	〃	(桜井 万里子)	
地域研究委員会		油井 大三郎	
I H D P 分科会	幹事会承認	熊田 禎宣	
地域研究基盤整備分科会	〃	(小杉 泰)	
国際地域開発研究分科会	〃	(藤田 昌久)	
地域情報分科会	〃	(岡部 篤行)	
人文・経済地理と地域教育(地理教育を含む)分科会	〃	(碓井 照子)	

	人類学分科会	〃	(山本 眞鳥)	
法学委員会			淡路 剛久	
	I A L S 分科会	幹事会承認	位田 隆一	
	法学系大学院分科会	〃	—	
	「法における公と私」分科会	〃	—	
	「I T 社会と法」分科会	委員会決定	—	
	リスク社会と法	〃	—	
	グローバル化と法分科会	〃	—	
	ファミリーバイオレンス分科会	〃	—	
	法学国際学術協力検討分科会	〃	—	委員は I A L S 分科会のメンバーが兼ねる予定、名称調整中
	立法学分科会	〃	—	
	歴史関係分科会	設置検討中	—	連携会員に立案を打診中
	社会的安全・安心と法分科会	〃	—	「リスク社会と法分科会」と内容が重複しなければ設置を決定
政治学委員会			猪口 孝	
	民主主義と信頼分科会	幹事会承認	—	
	政治理論分科会	設置検討中	—	
	政治思想分科会	〃	—	
	比較政治分科会	〃	—	
	政治史分科会	〃	—	

	行政・政策分科会	〃	—	
	国際政治分科会	〃	—	
	政治過程分科会	〃	—	
経済学委員会			鈴木 興太郎	
	「学部・大学院における経済学教育」分科会	委員会決定	—	
	人口変動と経済分科会	〃	—	
	IEHA分科会	〃	—	
	IEA分科会	〃	—	
経営学委員会			平松 一夫	
	経営学リテラシー教育の分科会	設置検討中	—	
	経営学イノベーション力強化分科会	〃	—	第3部関係の分科会と連携の可能性あり
	国際交流分科会	〃	—	

(※)

- 幹事会承認：すでに幹事会に諮り、設置を承認された分科会
- 委員会決定：委員会では設置することが決定されたが、まだ幹事会に諮っていない分科会
- 設置検討中：設置の可否、内容等について現在委員会で検討中の分科会